

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 23 日	
神戸市長 様	
提出者	
住所	〒652-0884 神戸市兵庫区和田山通2丁目1番18号
氏名	川崎車両株式会社 代表取締役 村生 弘
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	078-682-3078
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	川崎車両株式会社
事業場の所在地	神戸市兵庫区和田山通2丁目1番18号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	3121 鉄道車両製造業
②事業の規模	売上高 2,223 億円
③従業員数	3,000人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1, 2のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】別紙 1, 2 のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	102	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後も引き続き、特別産業廃棄物の処理委託先は電子マニフェスト導入業者に限定する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）
実績：前年度（2024年度）実績量
計画：今年度（2025年度）計画量

単位： トン/年

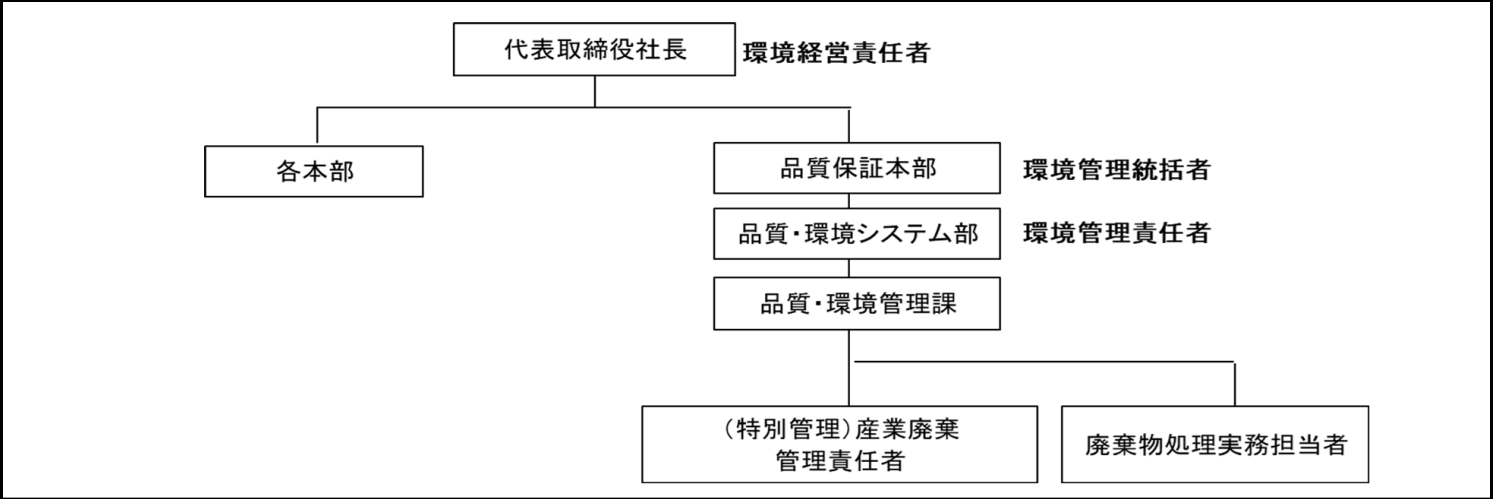
特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (①)		自ら再生利用を行う量 (②+⑧)		自ら熱回収を行う量 (⑤)		自ら中間処理により減量した量 (⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量 (③+⑨)		全処理委託量 (⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (⑪)		再生利用業者への処理委託量 (⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (⑭)	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
7000 引火性廃油	102	97	0	0	0	0	0	0	0	0	102	97	102	97	10	10	10	10	0	0
7010 引火性廃油（有害）																				
7100 強酸																				
7110 強酸（有害）																				
7200 強アルカリ																				
7210 強アルカリ（有害）																				
7300 感染性廃棄物	0.009	0.009	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.009	0.009	0.009	0	0	0	0	0.009	0.009
7421 廃石綿等（飛散性）																				
7422 指定下水汚泥																				
7423 鉍さい（有害）																				
7424 燃えがら（有害）																				
7425 廃油（有害）																				
7426 汚泥（有害）																				
7427 廃酸（有害）																				
7428 廃アルカリ（有害）																				
7429 ばいじん（有害）																				
7411 廃PCB等																				
合計	102	97	0	0	0	0	0	0	0	0	102	97	102	97	10	10	10	10	0.009	0.009

別紙 2（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	3121 鉄道車両製造業
②事業の規模	売上高 2,223 億円
③従業員数	3,000人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・引火性廃油→委託処分（マテリアルサイクル※） ※焼却減容 → 路盤材・コンクリート二次製品 ・強酸→委託処分（マテリアルサイクル※） ※中和 → 冷却用水、残渣はセメント材料 ・強アルカリ→委託処分（マテリアルサイクル※） ※中和 → 冷却用水、残渣はセメント材料 ・感染性廃棄物→委託処分（サーマルサイクル） ・廃PCB等→委託処分（マテリアルサイクル※） ※焼却 → 製鋼原料等原料化

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）



3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・仕損じ・手直しの低減により廃棄物の発生を抑制する。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続する。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の再資源化を可能とするため、分別の細分を行っている。
②計画	(今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の取り組みを継続する。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし。(自ら廃棄物の再生利用は行っていない。)
②計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし。(自ら廃棄物の再生利用は行っていない。)

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし。(自ら廃棄物の中間処理は行っていない。)
②計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし。(自ら廃棄物の中間処理は行っていない。)

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし。(自ら廃棄物の埋立処分は行っていない。)
②計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし。(自ら廃棄物の埋立処分は行っていない。)

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・川崎重工業グループ全体でゼロエミッション活動を行っており、排出する廃棄物の100%リサイクル化を推進している。 ・処理委託業者に対して定期的に現地確認を行い、適正な処理がなされているか確認している。 ・電子マニフェスト導入業者に限定して処理を委託する。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続する。